# ≪新千里西町3丁目地区地区計画≫

※このパンフレットは「新千里西町3丁目地区地区計画」の概要を説明したものです。詳しくは、計画書、計画図、条例をご覧ください。

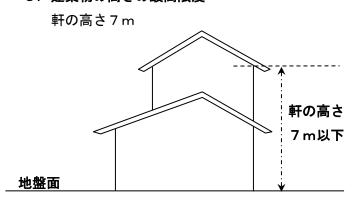
#### 1. 建てることが出来る建築物の用途

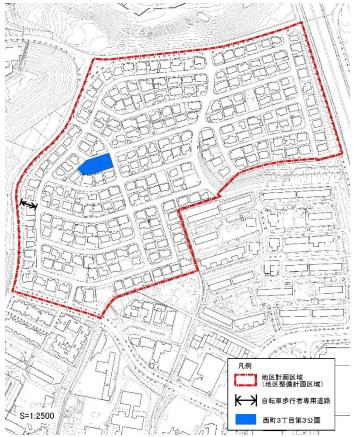
- ①住宅(2戸までの長屋も可。ただし民泊を除く。 以下同じ。)
- ②事務所兼用住宅※
- ③グループホーム(200㎡未満)
- ④前3号の建築物に附属するもの ※住宅部分が延べ面積の1/2以上かつ 非住宅部分の床面積が50㎡以内のもの

## 2. 建築物の敷地面積の最低限度

- (1) 230 m<sup>2</sup>
- (2) 敷地面積の最低限度の適用除外
  - (1)が定められた時に、すでに建築物の敷地と して使用されている土地などで、その全部を一の 敷地として使用するもの

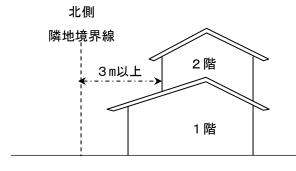
# 3. 建築物の高さの最高限度

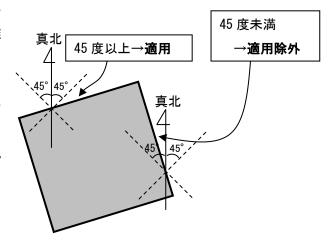




### 4. 壁面の位置の制限

- (1) 建築物の2階の外壁またはこれに代わる柱の面から北側隣地境界線(道路境界線を除く)までの距離は3m以上
- (2) 壁面の位置の制限の適用除外
  - ①真北方向に対する水平角度が45度未満の角度の 隣地境界線
  - ②計画図に示す自転車歩行者専用道路に接する隣地 境界線
  - ③西町3丁目第3公園に接する隣地境界線





新千里西町3丁目地区地区計画区域では、 地区計画のほか、地元自治会が運営する 『自治会申し合わせ』があります。内容に ついては、自治会までお問合せください。